

## 台風 15 号に伴い被災されたお客さまに対する特別措置の実施について

旭化成ホームズ株式会社  
大阪ガス株式会社

このたびの台風 15 号により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

旭化成ホームズ株式会社および大阪瓦斯株式会社(以下、「大阪ガス」といいます。)では、このたびの台風 15 号により、災害救助法が適用された地域において、へーベル電気をご契約中のお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 特別措置の内容について

#### (1) 支払期限日の延長

2019 年 8 月分、9 月分、10 月分および 11 月分の電気料金の支払期限日を 1 ヶ月間延長いたします。

ただし、支払期限日の延長は、支払期限日が 2019 年 9 月 9 日以降となるものに限りです。

#### (2) 不使用月の電気料金の免除

被災日から電気を全く使用されない場合は、被災日が属する月の翌月分の電気料金から 6 ヶ月間に限り、電気料金を免除いたします。

#### (3) 被災設備の基本料金相当額の免除

お客さまの電気設備が被災により一時的に使用不能となった場合は、2020 年 3 月末日までの期間において、使用不能となった設備に相当する基本料金を免除いたします。

なお、お申し出の際は対象設備の容量または電力をご申告いただきます。また、当該設備を復旧もしくは更新された場合は速やかにお申し出いただきます。

#### (4) 託送供給等約款に適用される工事費等の免除

送配電事業者が託送供給等約款に対して適用する工事費負担金や、引込線や計量器等の取付位置変更時の工事費を免除いたします。

### 2. 対象となるお客さま

今回の措置は以下の地域にお住まいでかつ、へーベル電気をご契約中のお客さまが対象となります。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、2019 年 10 月 31 日までに大阪ガスにお申し出いただきます。

○本件に関するお問い合わせ先

大阪ガスお客さまセンターフリーダイヤル 0120-0-94817

受付時間：（月～土） 午前9時～午後7時

（日・祝） 午前9時～午後5時

【対象となる地域】

県名	市区郡名	
千葉県	千葉市	中央区
		花見川区
		稲毛区
		若葉区
		緑区
	銚子市	
	館山市	
	木更津市	
	茂原市	
	成田市	
	佐倉市	
	東金市	
	旭市	
	勝浦市	
	市原市	
	鴨川市	
	君津市	
	富津市	
	四街道市	
	袖ヶ浦市	
	八街市	
	印西市	
	富里市	
	南房総市	
	匝瑳市	
	香取市	

県名	市区郡名
千葉県	山武市
	いすみ市
	大網白里市
	印旛郡酒々井町
	印旛郡栄町
	香取郡神崎町
	香取郡多古町
	香取郡東庄町
	山武郡九十九里町
	山武郡芝山町
	山武郡横芝光町
	長生郡一宮町
	長生郡睦沢町
	長生郡長生村
	長生郡白子町
	長生郡長柄町
	長生郡長南町
	夷隅郡大多喜町
安房郡鋸南町	

以上